

東大寺東南院と三論供家

佐藤泰弘

はじめに

中世において東大寺の東南院は「三論本院」や「三論之本所」と称していた^①。永村眞氏は東大寺で諸宗の教学を維持した主体が奈良時代の衆・宗僧から平安時代の院家へ変化すると論じ、三論宗の東南院も取り上げている^②。しかし衆・宗僧から院家へという推移は具体的に検討されておらず、東南院と三論宗の関係についても検討の余地がある。そこで本稿では三論供家に焦点をあて、東南院と三論宗について考察したい。その際、元興寺三論供家も取り上げようと思う。東大寺文書のなかには元興寺三論宗に関わる文書が伝えられているからである。

供家は、東大寺・元興寺に三論供家があり東寺に伝法供家

があるように、宗の教学に即応した組織である。管見の限り供家に関する専論はなく^③、堀裕氏が大供に関する研究で若干触れるのみである^④。堀氏は中世の大供が奈良時代の大修多羅衆であることを手がかりとして、大供が学問僧を核とした組織であり寺内における僧侶の養成を担っていたこと、大供は寺家とは一線を画していたが一〇世紀中頃から寺家の別当が大供の別当を兼任するようになることなどを明らかにした。供家は大供にも置かれていたが、堀氏の論考は大供が法会・教学において果たした機能を明らかにすることを目的としたものであり、供家については十分に検討されていない。なお供家については東寺伝法供家に関する史料が比較的まとまっている。そこでまず伝法供家について検討を加え、三論供家について検討する手がかりを得たい。

第一章 東寺伝法供家

東寺伝法供家は丹波国大山荘を經營しており、【表】に示すように丹波国に宛てた東寺伝法供家牒が延喜五年（九〇五）から万寿四年（一〇二七）まで九通残されている。表には牒の署判者のほか、同年の東寺長者（東寺の僧綱別当）と凡僧別当を示した^⑤。例えば承平五年（九三五）牒の署判部分は次のようになっている。

承平五年十月廿五日

小学頭僧「定宿」

檢校権少僧都「会理」

僧「禅鴻」

別当大法師「神弁」

僧

大学頭大法師「神肇」

大学頭大法師「貞救」

伝法供家の構成員は、若干の異同があるものの、檢校・別当・大学頭・少学頭である。このうち檢校・別当について東寺長者・凡僧別当との関係に留意し検討する。

伝法供家は別当の上に檢校が置かれている。ただし延喜五年（九一五）・延長二年（九二四）の牒は別当のみであり、檢校は延長二年から承平五年の間に位署を連ねるようになってきたと考えられる。それ以前から檢校が置かれていたとしても、

牒の発給には関与しなかった。伝法供家は別当・学頭によって牒を発給できたのである。また牒には「東寺伝法」印が捺されており、^⑦供家の別当が執印したと考えられる。

別当のうち長保四年（一〇〇二）の安救は凡僧別当である。寛弘六年（一〇〇九）は安救、治安元年（一〇二一）は長算と考えられ、同じく凡僧別当が兼任している。しかし延喜五年の觀照、延長二年の某^⑧、承平五年の神弁、天慶五年の神弁・貞誉^⑨、天禄四年（九七三）の仁遍は凡僧別当ではない。凡僧別当が供家の別当を兼任する例は一〇世紀後期・一一世紀初期の間に始まったのであり、それ以前は別であった^⑩。

本来は供家の別当を寺家の別当（長者および凡僧別当）が兼任していなかったのであれば、一貫して東寺長者が兼任している檢校は、供家を監督するために置かれたものであると考えてよいだろう^⑪。ただし檢校は東寺長者として署判したと考えることができるが、僧綱の立場で署判したとも考え得る。東寺長者は僧綱であるために見分けることが難しく、この点については保留したい。

一一世紀になると寺家の別当が供家の別当を兼ねるようになる。そして万寿四年（一〇二七）の伝法供家牒の奥上には檢校大僧正深覚の署判のみがあり、別当が不在であり、大学

【表】東寺伝法供家と東寺長者

東寺伝法供家牒の署判者	東寺長者	*は凡僧別当
延喜15年(915)9月11日東寺伝法供家牒<212> 別当 大法師 觀照 大学頭 大法師 延敏 大法師 神弁 少学頭 僧 平恒 少学頭 僧 少学頭 僧	延喜15年 少僧都觀賢 *凡僧別当世指	
延長2年(924)8月7日東寺伝法供家牒案<219> 別当 権律師 (觀宿カ) 大法師 大学頭 大法師 少学頭 僧 少学頭 僧 少学頭 僧	延長2年 権大僧都觀賢 *凡僧別当玄照	
承平5年(935)10月25日東寺伝法供家牒案<245> 檢校 権少僧都 会理 別当 大法師 神弁 大学頭 大法師 神肇 大学頭 大法師 貞救 少学頭 僧 定宿 僧 禅鴻 僧	承平5年 律師濟高(→10.12 少僧都) 律師会理(→10.12 権少僧都→12.24 卒) 権律師貞崇(→10.12 律師) *凡僧別当青蓮	
天慶5年(942)4月25日東寺伝法供家牒<253> 檢校 権少僧都 貞崇 別当 権律師 貞營 内供奉十禪師 神弁 大学頭 大法師 神肇 内供奉十禪師 少学頭 僧 経長 少学頭 僧 少学頭 徒儀師 禅鴻	天慶5年 大僧都濟高(11.25卒) 権少僧都貞崇(11月以降寺務) 権律師泰舜(2.9拜堂) 権律師貞營(月日加任.二長者) *凡僧別当貞救	
天禄4年(973)9月1日東寺伝法供家牒<307> 檢校 少僧都 救世 別当 大法師 仁遍 大学頭 大法師 定興 大法師 少学頭 僧 僧 僧	天禄4年(天延元年) 少僧都救世 権少僧都寛静 権少僧都寛忠 律師定照 権律師干攀 *凡僧別当元果	
長保4年(1002)9月19日東寺伝法供家牒<428> 檢校 僧正 (草名)雅慶 別当 阿闍梨大法師 安救 大学頭 大法師 少学頭 僧 延好	長保4年 権大僧都雅慶(7.26僧正) 権少僧都濟信(法務 →7.26権大僧都) *凡僧別当安救(長徳4.2.26補)	
寛弘6年(1009)10月28日東寺伝法供家牒<450> 檢校 僧正 (草名)*雅慶 別当 大法師 (草名)*安救カ 大学頭 大法師 少学頭 僧 光朝 僧 仁藤	寛弘6年 僧正雅慶(法務) 権大僧都濟信(法務) 権少僧都深覚 *凡僧別当安救	
治安元年(1021)11月2日東寺伝法供家牒案<485> 檢校 大僧正 別当 阿闍梨 在判*長算カ 大学頭 大法師 在判 大法師 在判 少学頭 僧 在判 僧	治安元年 大僧正濟信(法務) *凡僧別当長算 (『小右記』長元元. 11. 4条「長算 阿闍梨」)	
万寿4年(1027)10月8日東寺伝法供家牒案<509> 檢校 大僧正 在判 大学頭 大法師 大法師 少学頭 法師 在判 法師 在判	万寿4年 大僧正深覚(法務) 権少僧都仁海 権律師成典(3.10権少僧都) 権律師延尋(8.14加任) *凡僧別当長算	

注. < >は『平安遺文』の文書番号

頭も署判していない。これは東寺一長者が伝法供家を支配するようになったことを端的に表している。

以上のことから、寺家と別の組織であった伝法供家が、檢校の存在や別当の兼任によって次第に寺家に支配されていくことがわかる。この後、康平四年（一〇六一）には東寺の別当・三綱が大山莊の坪付注進状を作成している。大山莊の經營は三論供家ではなく寺家が担うようになったのである¹²⁾。

供家設置の経緯は『東宝記』に載せられた伝法会表白により窺い知ることができる。伝法会表白は承和一四年（八四七）に始まった伝法会の由来を次のように記している。¹³⁾

又故遍照和尚、詢道於海西、伝法於水東。顧昔誓願、遂建此院。大臣捨宅和尚称徳。師檀合契、宛如龍正。宿心既畢、和尚奄化。院建寺外、修治難統。門徒相測、却此院得価錢一千四百貫文。以此頗買田園、欲締先葉。而緇素相交、還似誦市。念思、以院直所買水陸之田、総入東寺、永宛講説真宗經律論疏之料。謹案太政官去弘仁十四年十一月二日符、眞言宗僧五十人令住東寺。其宗學者、一依大毘盧遮那金剛頂等經并蘇悉地律菩提心論、令修學者。雖有此事、未レ有講演。諸寺皆置供家、買儲田園、常行講演。

准此以件物爲伝法之料。若有欲助内学外者、計宜之。仍設少許典籍、所願、秘藏法論、懸於日月、永無辺。施主福智、期之劫石、現當円満者

遍照和尚（空海）に大臣（藤原冬嗣）が協力して綜芸種智院が設けられた。しかしそれが寺外にあるために維持が難しくなった。そこで門徒は綜芸種智院を売却し、その代価で水陸田を買って東寺に入れ、眞言宗の經律論疏を講説するための財源とした。すでに弘仁一四年（八二三）に眞言宗の僧侶五〇人が置かれ密教を学ぶことが定められたものの、講演を行ふようにはなっていなかった。そこで「諸寺みな供家を置き、田園を買ひ儲け、常に講演を行ふ」という例にならい、新たに買い求めた田畠を料物として、伝法会という講演を始めたのである。

伝法会表白に伝法供家の設置は明示されていない。しかし伝法会の創始とともに伝法供家が置かれ、伝法料の田畠を經營するようになったと考えてよいだろう。大山莊は綜芸種智院の対価で購入したものであり承和一二年に官省符を得ているので、伝法供家の成立も、その頃ではなからうか。¹⁴⁾

また上島享氏が指摘するように、「諸寺」とは南都諸寺のことであり、承和一四年に始められた伝法会は、眞言密教の

修学のために南都諸寺で行われていた頭教の法会を取り入れたものである。¹⁵ 供家を儲けて講演を行うことが、修学を支える仕組として南都諸寺において有効に機能していたことを推測させる。

一一世紀中頃に、大山荘の経営は伝法供家から東寺へと移る。それ以前から伝法供家の経営が名目だけになっていた可能性は高い。「諸寺皆置_二供家_一、買_三儲田園_一、常行_三講演_二」という供家・料所・法会の一体的な運営が行われなくなるとともに、伝法会も途絶したのではないかと思われる。天仁二年（一一〇九）に寛助が久しく中絶していた伝法会を仁和寺で再興したこと、¹⁶ 『東宝記』の記事が伝法会の来歴を知る人がほとんどいないと記すことを考えると、大山荘が別当・三綱の管理下に移行するとともに伝法供家は解体し、伝法会も独自の経済基盤を失って途絶えたのではないかと思われる。

第二章 二つの三論供家

第一節 元興寺三論供家

元興寺三論供家については近江国愛智荘の経営に関する文書群が東大寺文書のなかに伝えられている。

愛智荘は聖武天皇が元正天皇の施納物を財源として天平勝

宝五・六年（七五三・七五四）に百姓の墾田を買得して成立した荘園であり、¹⁷ その後も買得や施入によって拡大した。承和四年（八三七）の校田に際しては百姓から買得したものの田図に載せられていない田地が新しい田図に載せられた。¹⁸ また延喜二年（九〇二）に依知秦又子が近江国愛智郡一三条一〇里九坪の墾田二九〇歩を「^{元興}□□寺三論別供伝燈料」として「供家に永く入れ奉」¹⁹ っている。依知秦又子が「伝燈料」として施入したように愛智荘の地子は三論宗の修学を支えるために用いられたのであろう。

三論供家の構成員を知ることができる史料は僅少であるものの、検校・別当・大学頭・学頭が置かれていたことがわかる。貞観元年（八五九）の検田帳は学頭延保が愛智荘の寺田を回復した経緯を記録したものである。²⁰ 次に示すように日下に学頭延保の自署があり、奥には「勘収」と書かれて検校・別当と学頭四名の位置書がある。

貞観元年十二月廿五日使学頭「延保」

「勘収

学頭

学頭「玄豊」

学頭「采龍」

学頭

別当「円宗」

検校権律師

検校権律師は署判しておらず、別当円宗が自署している。

この時の権律師は恵運もしくは恵達、元興寺別当は慧叡であり、検校は元興寺別当ではない。⁽²¹⁾すると検校は寺家ではなく僧綱として置かれていたのではなからうか。⁽²²⁾検校の位署が一段高く書かれていることも、別当・学頭とは異なる地位にあることを示しているように思う。署名のない二名の学頭のうち一名は延保である。また文書の奥と継目には「元参論印」が捺されている。⁽²³⁾執印は供家の別当円宗であろう。

検田帳によると学頭延保が愛智荘の経営に携わったのは嘉祥元年（八四八）から貞観元年（八五九）までであり、次のような記事がみえる。

八里廿八門田六段二百卅歩下

右坪、南一段十六歩、依知秦公益継、称「已治田、沽」

進日向守藤原頼基朝臣宅。爰延保自去仁寿年中以来、

与宅相論。而宅司等奸遁不遇。為成論由、令庄

别当僧豊保強作一年也。而或学頭讒云、延保者寺田

三段、公文注有論、令弟子奸作、不進地子云々。

論決之日、讒者更无所陳。延保不憚如是魔事、今年遂令進避文已了。

廿三神田二百卅歩中上

右坪、本自六十歩進地子、百八十歩被奪公田。而秦

忌寸家継愁云、前々使勘負空地子、^所負高数者。因

茲臨勘、所愁有実。今任理勘取、令進地子、^彼

所負随免除。然則家継之愁已絶、供家之益今盛。

延保は前任者の過重な収取を改め、それが「供家之益」になると誇らしげに記している。また田堵の不正を摘発し、弟子の豊保を莊別当として、藤原頼基宅との相論に勝った。延保が弟子を使って寺田を押領しているという「ある学頭」の讒言に対しては、「論決之日、讒者更无所陳」と、裁判もしくは審理の場でも自己の正当性を確保した。⁽²⁴⁾

学頭が莊園経営に当たるのは延保に限ったことではない。

承和四年（八三七）、大学頭真栄・乗忠が近江国に出向いて寺田を田図に付した。この時に作られた図漏水田勘文は「元興寺「三論□□」と書出し、真栄・乗忠が連署している。⁽²⁵⁾

愛智荘に関する史料は延喜二年（九〇二）の施入状のあと、一一世紀中頃まで残されていない。永承七年（一一〇五）一〇月と永承八年正月の二度にわたって愛智荘の免除を国司

に求めるため坪付注進状が作られた。永承八年のものは前年に免除されなかった寺田を免除するように改めて申請したものであり、二通の注進状は一連のものである。このうち永承七年のものは首部を欠いているが、永承八年のものは以下のような書出と書止を持っている。⁽²⁶⁾

元興寺三論供家

注進愛智庄去年見作五十余町内、先免十六町二段余歩

残被「切落」坪々事

(坪付略)

「」先免合残、為被令「勘免」、注進如件

永承八年正月 日 学頭法師

^(別当カ)
□□大法師「成源」

大学頭法師

検校大法師

文書様式のうえでは三論供家が愛智荘の経営に携わっていることを示している。しかし署判しているのは別当成源のみである。一方、永承七年の注進状は次のように書止められている。⁽²⁷⁾

右件坪付、依例注進如件、

永承七年十月 日

別当大法師(成源)草名

都維那法師

上座大法師

寺主大法師「頼暹」

この署判は三論供家のものではなく寺家の別当・三綱のものである。この時の元興寺別当は成源であり、⁽²⁸⁾供家別当と同人物である。寺家の別当が供家の別当を兼ねることによって、供家が作成すべき注進状を寺家が作成したのだと考えられる。

永承六年(一〇五一)の愛智荘地子米結解は「永承五年元興寺愛智御庄地子米結解事」という事書を持ち、⁽²⁹⁾元興寺三論供家ではなく単に「元興寺」と記されている。また康平三年(一〇六〇)の愛智荘司解は「元興寺三論供家愛智庄司等重解申請 本家政所裁事」と書き出しており、三論供家の荘園であることを明示している。⁽³⁰⁾しかし事実書では「以元興寺」為「本家」と書かれていることから、「本家政所」とは三論供家ではなく元興寺政所(別当)であることがわかる。

つまり一世紀中頃において三論供家が愛智荘を経営することは名目的であり、寺家(別当・三綱)が経営の主体となっているのである。三論供家は実質的に解体していたのではなからうか。

第二節 東大寺三論供家

東大寺三論供家については東寺伝法供家・元興寺三論供家のように供家の作成した文書が残されていない。しかし東大寺に三論供家が置かれていたことは、仁寿四年（八五四）の墾田売券に記された東大寺僧安宝の追記から推定できる。

仁寿四年に秦忌寸五月麻呂は近江国愛智郡の墾田一段を東大寺に売却した。⁽³¹⁾しかし寺家から返却されたため齊衡三年（八五六）に改めて東大寺僧安宝に売り、その経緯を仁寿四年の売券に追記した。その後、貞觀二年（八六〇）になって安宝は売券に次のような追記を加えた。

件墾田買「納東大寺三論別供学衆燈料。但惣券移「載安宝之甥滋賀郡真野郷戸主従六位下大友日佐豊継戸口同宮安名。然未「載「券惣「墾田有「数。後日可「載「之。

貞觀貳年肆月拾壹日

供別当法師安宝

安宝は「東大寺三論別供学衆燈料」として墾田を購入したこと、惣券（買い集めた墾田を列挙した文書）には大友宮安の名義で載せたことを記し、「供別当」として署判し「東参論印」を捺している。⁽³²⁾これを元興寺三論供家と対照すると、「東大寺三論別供」は「^(元興)寺三論別供」に、「東参論印」は

「元参論印」に対応している。元興寺と同じく東大寺にも三論供家が置かれていたと考えることができる。また別当が執印する点も共通している。供別当は三論別供の別当であり、それが供家の別当だと思われる。

安宝が別当を務めた期間は明らかではない。しかし安宝は別当となる以前から墾田の買得を進めており、別当への就任を契機として「惣券」を作ったのではないだろうか。⁽³³⁾墾田を惣券にまとめることで、「三論別供学衆燈料」として確立することを目指してのではないかと思われる。

安宝は集積した墾田一二町を愛智荘と呼び、貞觀一八年（八七六）に収入や使途を定めた。この愛智荘定文は九世紀の荘園経営を示す史料として著名である。⁽³⁴⁾それは次のようなものである。

近江国愛智庄

合水田壹拾貳町

庄佃貳町

獲稻肆^(八)佰束

之中

除二百卅束^(二百束後年管料 卅束租料)

残稻五百七十束

可^(春得)春得^{(米廿五斛七斗^(五十一)春得^(一))}

地子米卅五斛

庄田十町地子^{(町別四斛八^(三)斛五斗^(一))}

都合米陸拾斛柒斗之中

除用料米壹拾伍斛柒斗馬料庄用米運動

大津定米肆拾伍斛之中

卅斛講經料

応奉講經論廿八卷毎年行事。若地子用途不足、二年一度可講

自在王菩薩經二卷上下 奉為八幡大自在王菩薩

金剛般若經一卷 奉為天神地祇

法華經一部 奉為國家及四恩

三論一部七卷 為紹隆仏法

布施法

講師米貳拾斛 読師米伍斛

法用中米伍斛

宗学衆施燈料壹拾斛雖云損年、件施燈不可闕

残米伍斛、毎年売、納息利、加用有損之年。若

上内用途、有可充用事者、随宜用之耳。

右講經料、遠期日月、応奉修。但講読師、以自宗熟

業之人、依次第請用。彼法用准諸供、以預人充用。

夫生死无常、誰成遠憑。仍且定行如上。但房中頃年

所息利一錢并愛智庄息利稻等、此治田買加料也。弟子僧

齊真・増寿等、熟知此志、勿以互用。然講經事始自

貞觀十九年一応勤修。仍且定之。

貞觀拾捌年拾壹月貳拾伍日

前豊前講師大法師「安宝」

依疑捺私印

これは四五石の地子米の用途を定めたものであり、「講經料」として講師二〇石、読師五石、法用僧五石の計三〇石が、「宗学衆施燈料」として一〇石が宛てられ、残り五石は出挙して運用し損年の補填などに用いることが決められている。「仏法を紹隆せんがため」に「三論一部七卷」を講ずることから、定文に見える「宗学衆」「自宗熟業の人」が三論宗であることは明らかである。

地子の割り当て額によると講經のための経費が主であるように見える。しかし講經は地子が不足すれば二年に一度とさされているのに対し、宗学衆施燈料は損年であっても欠くべきでないとされている。「宗学衆」が日々の学業を続けるための財源（燈油の購入費）に宛てることを重視していると考えらるべきであろう。また事実書には、①講読師に「自宗熟業の人をもって次第によりて請用」すること、②法用僧には預人を用いること、③房中の出挙錢と愛智庄での出挙稲は愛智庄の治田を買い加えるための財源として他用してはならないこ

と、④貞観一九年から講經を始めることが定められている。

しかし安宝は別当ではなく前豊前講師であり、「東參論印」ではなく「宝□私印」という安宝の私印が捺されている。史料の傍線部にみえる「房」や「弟子」は、安宝の自房であり、その弟子であると考えられる。³⁶この定文は供家のものではなく、安宝の私的な定文である。

安宝は墾田を「東大寺三論別供学衆燈料」として買得し、貞観二年には供別当として売券に「東參論印」を捺した。しかしこの定文が私的なものであることを考慮するならば、貞観一八年になっても墾田は供家の資財になっておらず、安宝の私財のままであったと思われる。³⁷貞観二年の奥書に「東參論印」が捺されていたことは、安宝が別当として執印しうる立場にあったために捺印したまでであったと考えるのが妥当であろう。

安宝の立場を改めて検討してみよう。安宝は三論別供の学衆であり貞観二年には三論別供の別当を務めた。この間、斉衡・貞観年間を通じて墾田を買得した。その後、豊前国に講師として赴任し、貞観一八年までに任を終えて東大寺に帰った。³⁸安宝が不在の間は弟子たちが墾田や房の経営に携わっていたと考えられる。

愛智莊は別供のために集めた墾田であったとしても、安宝の私財であった。愛智莊の地子を財源とした講經が行われるのは貞観一九年からである。定文の「夫れ生死は無常なり。誰ぞ遠き憑みを成さん。よって且は定め行ふこと上の如し」という文面からは、老齡に達して死を覚悟した安宝が、二人の弟子に志を託したことを窺い知ることができるだろう。安宝は愛智莊を供家に寄せるのではなく、自身の僧房とともに弟子に引き継ぐことを望んだ。

愛智莊が安宝房の房領として弟子たちに継承されたとする、それは院家領の先駆形態であったと言えるだろう。しかし愛智莊の文書が東大寺文書のなかに残されていることから、安宝の没後に関連文書が三論供家に継承された可能性が高い。ただし元興寺三論宗の愛智莊が不輸租の寺田であったのに対し、東大寺三論宗の愛智莊は輸租の墾田のままであったのではなからうか。

東大寺三論供家の活動がいつまで続いたのかは明瞭ではない。三論供家は三論宗の本所となった東南院とどのような関係にあるのだろうか。

第三節 供家の成立

九世紀における元興寺・東大寺の三論宗は「三論別供」と言われていた。⁽³⁹⁾堀裕氏によると天平感宝元年(七四九)閏五月二〇日の勅によって十二箇寺(大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺・東大寺・法隆寺・弘福寺・四天王寺・崇福寺・香山薬師寺・建興寺・法花寺)に一切経を転読講説するために大修多羅衆(大供)が置かれた。⁽⁴⁰⁾「三論別供」とは衆僧のなかで三論三昧の僧を別にしたことを意味するものだろう。三論宗(三論別供)は大供の存在を前提とした専門の供僧であったと考えることができる。では三論供家は八世紀から存在したのであるうか。

東大寺よりも古い元興寺は、天平一九年(七四七)の伽藍縁起并流記資財帳⁽⁴¹⁾に三論衆・撰論衆・成実衆がみえる。そして天平勝宝元年(七四九)には「元興寺三論衆」が伊賀国阿拝郡柘植郷で墾田を買得している。⁽⁴²⁾このような「三論衆」の活動が三論供家の歴史的前提となっていることは間違いないだろう。しかしそれが供家の存在を意味するわけではない。東大寺において三論宗を含む六宗が成立したのは、鬼頭清明氏によると天平勝宝三年の頃である。⁽⁴³⁾その頃のものと考えられる年月日未詳の僧智憬の啓がある。⁽⁴⁴⁾

法性宗 大学頭承教師 玄愷師 小学頭仙寂師

三論宗 大学頭諦証師 維那德懿師 小学頭洞真師

律宗 大学頭安寛師 維那仙主師 小学頭法正師

俱舍宗 大学頭善報師 維那勝貴師 小学頭朗賢、

成実宗 大学頭光曉師 維那賢融師 小学頭慎忠師

右□宗学頭師等、各承二僧都宣二既畢。審察三此旨、則差二使人、令レ請三諸章疏等本二耳。然花嚴宗可ニ写書二本、前且進送訖。今亦随ニ求得、則奉レ送耳。注レ状謹啓

月六日 僧智憬状

この啓は種々の解釈が示されているが、⁽⁴⁵⁾諸宗の章疏を各宗の学頭等に分配して管理させるようになったのであろう。各宗それぞれの章疏によって学業を修める、東大寺の教学集団が確立する一階梯を示しているのだと思われる。ここにて挙げられた大学頭・小学頭・維那は諸宗章疏の管理者であり、各宗の統括者であった。

また天平勝宝三年(七五一)から六年にかけて、学頭・維那が加署して発給した諸宗の牒が残されている。そのなかに次のような三論宗の牒がある。⁽⁴⁶⁾

三論宗 牒写経司

奉請、中論一部…(中略)…

右、以「今月廿六日、可講件論。仍為講読復師等披讀、附僧神範所請如前。以牒

天平勝宝四年八月廿四日維那僧「等貴」

少学頭僧「洞真」

「少僧都宣

都維那」「法正」

この牒は日下に維那等貴が名を記し、少学頭洞真が連署したのち、少僧都宣を奉じた都維那法正が連署している。宗の牒に三綱等が連署することは、この時期の諸宗の牒に共通している。山下有美氏が論じるように、諸宗が寺内集団であるため寺外に牒を送るには三綱等の加署が必要であったのだらう。天平勝宝年間に東大寺では諸宗が成立し独自に章疏を管理するようになった。しかし諸宗が独自に寺外に牒送することとはできなかったのである。元興寺三論衆による墾田の買得も三綱等の監督下で行われたのではなからうか。

牒を発給する際に三綱等の連署が必要な八世紀の宗と、独自に牒を発給できる九世紀以降の宗（別供）とでは、自律性の違いは明らかである。八世紀と九世紀の違いを形式的にいえば、三論宗僧の集団である「三論別供」は別当を置き「供家」という組織を持つことによって、寺外へ独自に牒送でき

るのである。また供家が牒を諸国と交換していることをみるならば、供家は朝廷が認めた寺内組織であったと考えられる。⁴⁶⁾

供家は天平勝宝年間には未成立であるが、東寺伝法会表白が「諸寺皆置供家、買儲田園、常行講演」と言うように承和年間には定着していた。供家の検校が僧綱であったのであれば、供家が置かれる契機として、延暦二五年（八〇六）には年強化とともに教学が振興され、延暦二五年（八〇六）には年分度者の人数が華嚴・法相・天台・三論・律の五宗に定められたことに注目したい。⁴⁹⁾ 朝廷はこの五宗に別供を建て供家を置いて、教学の振興を図ったのではなからうか。供家の成立は大修多羅衆の供家も含めて考える必要があり、⁵⁰⁾ 供家の設置が諸寺・諸宗で異なっていたとも考えられる。しかし供家が九世紀から一〇世紀において諸宗の教学を支えたことは確かである。⁵¹⁾

ところが一〇世紀後期から一一世紀中期にかけて東寺伝法供家・元興寺三論供家では寺家の別当が供家の別当を兼ねることによって、供家は寺家に吸収されていく。しかし東大寺三論供家は、東南院に継承された。そこで次章では東南院と三論宗について検討したい。

第三章 東大寺東南院と三論宗

第一節 東大寺三論宗と愛智荘

『平安遺文』の二四〇一号文書は、「元興寺領某莊檢田帳」と文書名が付けられた、保延四年（一一三八）二月一五日付けの坪付文書である。この文書は首部を欠くために差出所がわからないが、事実書と署判部は次の通りである。

右、件寺田等、五代聖皇為三論宗伝法講經、以大藏省納物被買置、勅施入官省符不輸田也。国衙早任旧例、被皆免件坪々見作者、且興隆当宗之仏法、且奉祈国家之宝祚、仍牒送如件。

保延四年十二月十五日 堂達法師「珍嚴」

別当大法師 学頭法師「永賢」

檢校大法師「嚴豪」 鎮学頭大法師「珍海」

文面や書止から明らかなように、これは寺領の免除を求めた牒である。また事実書は三論宗伝法講經に言及しており、別当・檢校・学頭などの署判者は供家に一致しないまでも共通性がある。『元興寺編年史料』はこの文書が元興寺領愛智荘のものであるとする。⁽⁵²⁾ それではこの文書は元興寺の三論供家の牒であろうか。

しかし牒に署判した四人の僧は永治元年（一一四一）の東大寺牒案に連署しており、三会已講に「伝燈大法師珍海」が、得業に「伝燈大法師嚴豪」が、学衆に「伝燈法師永賢」がみえる。⁽⁵³⁾ つまりこれは東大寺の僧侶が作った牒だ。するとこれは東大寺の三論供家の発給文書なのであるうか。

東大寺文書には次のような永暦二年（一一六一）の文書がある。⁽⁵⁴⁾

東大寺三論宗

請特任先例、被免除近江国愛智庄田状副進

天長元年本券案一通

貞觀元年勘定文案一通

同十八年相折帳案二通

永承六年免符勘注坪付案一通

久安六年庁宣等案二通

右件庄、聖武天皇御宇興隆諸宗被置学徒之時、以先帝之勅施物、買平民之私領。田苑行三論、根元子細具見公驗。自爾以降開墾既五十余町、近世陵遲、見作僅二十町。増作減田只依一年之飢穰、勸農收納全無国之煩費。爰前任吏始放入国使、停廢庄号、徴取官

物、宛^二課公事^一。宗家訴訟尤在^二此事^一。件庄源起^二天長貞観^一。貞観^一。誰謂^二之新立^一。坪定立^二券文^一、又無^二加納^一。以^二何因縁^一有^二此収公^一哉望請者、任^二道理^一依^二先例^一、早被^二免除^一者、將^二下運^一令法久住之籌策、祈^二天長地久之宝祚^一矣、仍録^二在状^一、以解

永曆 保元二年八月 日 少学頭伝燈法師位

伝燈法師位

大学頭伝燈大法師位

〔以下紙背〕
「檢校伝燈大法師位」

この文書は「東大寺三論宗解」であり、三論宗の文書であること、檢校・学頭の位置を持つこと、保延四年の牒と共通性がある。保延四年の牒も「東大寺三論宗牒」であったのかも知れない。

ところで『平安遺文』や『元興寺編年史料』が保延四年の牒を元興寺の文書と推定した理由は、この牒の坪付が永承七年の愛智莊坪付と一致するからである。⁽⁵⁵⁾しかし東大寺三論宗の僧侶が元興寺三論供家領の坪付をもとにして保延四年の牒を書いたことは間違いない。

では永曆二年の解に見える具書はどうだろうか。「貞観十

八年相折帳案」は東大寺僧の安宝による愛智莊定文に当たる。しかし「貞観元年勘定文案一通」は元興寺の延保が作った検田帳であり、「永承六年免符勘注坪付案一通」は年紀が異なっているものの永承七年か同八年の元興寺の愛智莊の坪付である。⁽⁵⁶⁾具書は案文であるため、元興寺の文書をもとに都合良く書き改めたのかもしれない。おそらく元興寺三論供家に関する文書が一括して東大寺三論宗の手許にあったのであろう。東大寺文書として伝えられた八〇―一世紀の元興寺三論宗に関する文書は、この時まで「東大寺三論宗」が入手したものと思われる。この「東大寺三論宗」とは何であり、なぜ元興寺三論宗の文書を所持しているのであろうか。

第二節 三論本所

東大寺の三論宗は東南院が中心であった。東南院は聖宝を初代院主とし延喜四年（九〇四）に始まり、ここでは三論・真言両宗が兼学された。『東大寺統要録』諸院編には次のように記されている。⁽⁵⁷⁾

次三論長者、諸宗三論宗中、殊撰^二器量^一、以^二官符^一所補来也。而延久三年、永以^二東南院々主^一、可^レ為^二此宗長者之由^一、被^二宣旨^一、以来于^レ今無^二違乱^一矣。

これによると三論宗の長者は諸寺の三論宗の僧侶から優秀なものを選んで官符によって補任してきた。しかし延久三年（一〇七一）の宣旨によって三論宗の長者は東南院の院主に固定されたという。元興寺の三論宗関係文書が「東大寺三論宗」に移管されたことは東大寺東南院の院主が「三論長者」であることと関係があるに違いない。

この東大寺と元興寺三論宗の関係については、『元興寺編年史料』に採録されているように、『中右記』大治五年（一一三〇）三月二八日条の記事が重要である。⁵⁸

晩頭、相_レ真小禪師、行_レ向東大寺新律師六條、訪_レ所_レ悩。頗_レ雖_レ有_レ減氣、遂_レ日不_レ食有_レ恐之由、所_レ被_レ示也。此
次密々語云、三論供別当ニヶ事也。一ハ本寺供別当、一ハ
元興寺三論供別当也。故法印時、被_レ下_レ宣旨、所_レ知来
也。件供別当乍_レ一讓_レ此少僧恵珍_レ了云々。

これは藤原宗忠が外孫の恵珍を連れて、病気の「新律師」を見舞ったときの記事である。『元興寺編年史料』はこの「新律師」を覚信に比定しているようであるが、⁵⁹覚樹と考えるのが妥当である。覚樹の父源顕房は六条右府とも呼ばれており、六条に邸宅を持っていた。⁶⁰覚樹はそこに滞在していたのであろう。

覚樹はこの時に東南院主である。覚樹によると、三論供別当には東大寺三論供別当と元興寺三論供別当があり、法印慶信が東南院主の時、宣旨によって両方を兼帯することになった。これは当事者の証言として貴重である。『東大寺統要録』のいう「三論長者」は東南院主が東大寺・元興寺の三論供別当を兼帯していることを意味しているのであろう。

また覚樹は院主慶信の時に宣旨が下されたとする。慶信は延久三年に亡くなった有慶の跡を襲って東南院主となった。⁶¹『東大寺統要録』の伝える延久三年は慶信が東南院主になった年であり、慶信の院主就任の直後に宣旨が下ったのはなからうか。⁶²

さらに『東大寺統要録』も覚樹も宣旨が下されたことに言及しており、供別当の兼帯が朝廷に認められたものである点で一致している。朝廷は元興寺の三論宗の供別当を東大寺東南院に移したのである。東南院主が両寺の供別当を兼ねるのは延久三年に始まる。これ以前から東南院主が東大寺の三論供別当であったとも考えられる。しかし東大寺の三論供別当もまた、この宣旨によって東南院に固定されたのではなからうか。

なお『東大寺統要録』は延久三年以前から三論宗の長者が

官符によって補任されてきたとする。『東大寺統要録』は鎌倉時代後期の編纂物であり、その記事は不正確なところがある。しかし東南院主の供別当兼帯が宣旨によって定められており、供別当が朝廷から補任された可能性は高いと思う。

東南院主が元興寺の三論供別当を兼帯したことによって、元興寺にあった三論宗の典籍、供別当が管理すべき文書（供家の経営に関わる文書・帳簿）は、東南院に移管されたに違いない。元興寺の三論宗関係文書が東大寺文書に含まれるようになる契機は、供別当の兼帯にある。一般に寺院の間で文書が移転する理由としては、本末関係が考えられる。本寺が末寺に対する支配を強めるために、末寺の文書が本寺に移されるのである⁽⁶⁵⁾。また一人の有力な僧侶が複数の寺院の別当・検校などを兼帯することによって、ある寺院の文書が他寺へ流入することも考えられる⁽⁶⁶⁾。しかし東南院の場合は朝廷が供別当の兼帯を認めた点に特徴がある。

保延四年の牒が作られた時の東南院主は覚樹である。牒に署判した嚴豪・珍海・永賢・珍嚴は、珍海が覚樹の弟子として著名なように⁽⁶⁷⁾、それぞれ東大寺の三論宗の僧侶であったと思われる。両寺供別当を兼ねる覚樹にとって、手許にある元興寺三論宗の文書を用い「東大寺三論宗」を名乗って所領を

興行することは正当であったのだろう。「東大寺三論宗」の实体は東南院であった。

四〇年近くも三論供別当を務めた覚樹が晩年になって愛智荘の復興を企てたのは、三論宗の教学振興のためかもしれない。しかしこの牒に別当覚樹の署判が見えないことに注意したいと思う。覚樹は翌保延五年の二月に入寂しており、この文書が作られた頃にはすでに署判できる状態にはなかったのではなからうか。覚樹の死は愛智荘の復興を頓挫させたのではないかと思う⁽⁶⁸⁾。

覚樹は宗忠に対し東大寺・元興寺の供別当を恵珍に譲るという意志を表明していた。そして保延五年（一一三九）に覚樹が没した後、恵珍は東南院主を継いだ。永暦二年の東大寺三論宗解には久安六年（一一五〇）の「庁宣等案二通」が引かれている。新院主恵珍のもとで愛智荘の復興は進まず、久安六年になってようやく国司から庁宣を得たのであろう。しかし永暦二年（一一六一）の解状は「前々司」による荘号の停廃を訴えている。愛智荘は久安六年に庁宣を得たものの、保元の莊園整理令によって停廃されたものと思われる。

第三節 三論三十講と東南院領

『東大寺統要録』によると保延二年（一一三六）に始められた「大乘義章卅講」は「三論一宗の学徒を撰び召し、三十座の講行を修めしめ」たものであり、「定範法印院務の時に三論疏を副えられ」たといふ⁽⁶⁷⁾。この「大乘義章卅講」の創始には覚樹が関わっていたはずである。覚樹が愛智莊を興行しようとしたことは、このような三論宗の教学振興を背景に考へるべきであろう。では覚樹による三論宗の興行策は他にもなかったのだろうか。東南院領の動向を通じて検討したい。

覚樹は長承二年（一一三三）に伊賀国名張郡矢川・中村・夏見を入手し、水田一九六町が院領として立券された⁽⁶⁸⁾。その水田は「黒田庄出作」約一五八町と「公民作」約三八町からなっていた。これによって黒田莊・青蓮寺保や築瀬村などを除いた名張郡のほとんどが東南院領となった⁽⁶⁹⁾。

覚樹を引き継いだ恵珍は、応保二年（一一六二）に矢川・中村の手継・文書を東大寺の印蔵に収めた⁽⁷⁰⁾。

右件等村者当院家伝領年久。而依_レ為_レ彼庄出作、寺家要須之地也。仍□次文書等為_レ被_レ納置印蔵、注_レ載目錄所_レ奉送也。但所当加地子内於_レ卅石者、限_レ永代可_レ被_レ定充院家宗卅講供料。其外者可_レ為_レ寺用也、抑此

文書等、向後若出私門、恣領_レ掌彼両村之輩出来者、早任_レ目錄返_レ賜文書、如_レ元為_レ院領可_レ致_レ沙汰之状、如_レ件

応保二年八月 日 院勾当大法師

院主大法師（花押）

この頃は別当寛遍のもとで東大寺南大門の復興が進められ、黒田莊出作の所当官物をめぐり東大寺は国衙と相論を続けていた。恵珍は、そのような状況の中で矢川・中村を寺家に去り渡したのである。ただし加地子のうち三〇石は「院家宗卅講供料」に用いること、矢川・中村を恣に領掌する者があれば東南院領に戻すことという条件を付けた。

恵珍は嘉応元年（一一六九）に亡くなり、聖慶が院主を継いだ⁽⁷¹⁾。承安二年（一一七二）に東大寺所司は「黒田庄出作并所_レ相交_レ公田所当官物」を免除する庁宣を得て、承安四年（一一七四）二月には後白河院庁下文が下された⁽⁷²⁾。これによって旧東南院領のうち黒田莊出作は「出作」、それ以外の公民作（出作以外の公田）は「新庄」という東大寺領として確立した。そして翌承安五年二月、東大寺では定文を作り、出作の所当を東大寺封戸に便補し、その残り_レと新庄の所当とを百口学生供にした⁽⁷³⁾。しかしこの定文は「院家宗卅講」の供

料について何も触れていない。その直後の承安五年三月に東南院主聖慶は病を得て二三歳で入寂した。⁽⁷⁵⁾

ところで伊賀国にはもう一つ東南院領として築瀬村があった。治暦年間に東南院の院主である有慶が買得し、慶信・覚樹・恵珍・聖慶と相伝されたものである。⁽⁷⁶⁾ 矢川・中村が出作・新莊として確立した翌年、安元元年(一一七五)一二月、東大寺衆徒は、築瀬村が出作の内でありながら「院宣」に漏れていたこと、百口学生供である築瀬村の官物を割いて「三論卅講供料」に宛てていることを主張し、築瀬村を出作に取り込もうとした。⁽⁷⁷⁾ しかし築瀬村は矢川・中村とは全く別の東南院領である。そこには黒田莊からの出作があったが、院庁下文で認められた「出作」にはそもそも入っていない。また「三論卅講供料」とは、矢川・中村の加地子から支弁されるはずの「院家宗卅講供料」であると思われる。

東大寺側は、築瀬村を出作の一部に組み込むことによって所当官物の免除を導き、そこから「三論卅講供料」を賄おうとしたのではなからうか。東南院は矢川・中村の供料を手放すかわりに、築瀬村の支配を強化できることになる。この後、築瀬村は東大寺を本家、東南院を領家とし、東南院領として東大寺の使者が入部しないことになった。⁽⁷⁸⁾

東南院は三論宗の拠点として「院家宗卅講」つまり「三論卅講」を行い、その供料を伊賀国名張郡の所領に求めていた。『東大寺統要録』は東南院主聖実が始めた三論三十講を載せているが、⁽⁷⁹⁾ それ以前、恵珍・聖慶の時にも「三論卅講」は行われていた。その供料が矢川・中村の加地子から支弁されていたことは、「三論卅講」が覚樹の時に遡ることを示唆している。この「三論卅講」が保延四年に始まる「大乘義章卅講」の異称か否かは検討の余地があるが、名張郡における院家領の整備が三論宗の教学振興とも関連していたことは確かであろう。

おわりに

中世の東南院が三論宗の本所と呼ばれるようになったことは、東南院が東大寺における三論宗・真言宗兼学の場であったこと、覚樹が三論宗の教学に力をいれた学僧であったことが大きな要因だろう。しかし直接には延久三年の宣旨によって東南院主が東大寺・元興寺の三論供家の別当を兼帯するようになったことにある。覚樹が三論教学に励んだことも、両寺三論供別当を兼帯していることが一つの契機になっているのではなからうか。

平安時代における諸宗教学を考えるうえで、供家が果たした役割はもう少し注目すべきではなからうか。南都諸大寺に置かれた大供や別供は寺院で学ぶ僧侶にとってもっとも日常的な活動の場であり、そこに束ねられた衆僧がもっとも身近な寺僧集団であったと思われる。そして供家は大供・別供の活動を個々に支える組織として整えられた。供家が維持された九世紀から一〇世紀にかけては、寺院における教学や僧侶の生活を考える上で、一つのまとまった時代であったと言えるだろう。

供家が別当・学頭から構成され、別当が供家の印を押捺する権限を持っていることは確実であろう。また供家の別当が朝廷によって補任されたこと、僧綱が検校として供家を監督したことが推定できる。この推定が正しければ、供家は寺内にありながらも寺家（別当・三綱）から独立した組織であることになる。それは諸宗の供家だけではなく、大供にも当てはまるだろう。そうであれば、九世紀から一〇世紀における南都諸大寺の僧侶にとっては、大供・別供が一次的に所属する集団であって、寺家という枠組みは二次的なものであると言えるのではなからうか。⁽⁸⁰⁾

しかし一〇世紀後半から一一世紀にかけて寺家の別当を中

心として寺院機構が再編され、寺家の別当が供別当を兼ねるようになる、供家も変化を免れることはできなかった。大供・別供の供家は寺家に吸収され、⁽⁸¹⁾別供には院家に継承されるものもあった。興福寺・薬師寺の大供は一三世紀以降も維持されているが、それは寺家別当のもとで儀礼的に残されたものであろう。⁽⁸²⁾

八世紀以来、寺院内には種々の集団が輻輳して存在していた。大供・別供が寺僧の集団として自律性を持っていたことは確かだろうが、しかし大供・別供は朝廷が設定した枠組みであったという点も見逃すべきではないだろう。東大寺では供家が見えなくなった後で、東大寺という枠組みで寺僧集団が顕在化し始め、一二世紀に五師に統括された惣寺が立ち現れる。東大寺では院家に継承されたのは別供の供家であり、大供は供別当が寺家別当に吸収されて供家が機能しなくなった後、新たに惣寺が生成するのである。

(1) 「三論本院」は保元二年五月日東大寺三綱陳状土代（『平安遺文』二八八六）に、「三論之本所」は文治六年六月七日權僧正勝賢東南院院主讓状案（『鎌倉遺文』四四一）に見える。

(2) 永村眞『中世東大寺の組織と経営』（塙書房、一九八九年）。

- (3) 『日本国語大辞典』第二版(小学館、二〇〇一年)の「くけ」の項が「寺院における法会を維持・経営するための組織」であると説明している。
- (4) 堀裕「法会に刻まれた古代の記憶」(『仏教史学研究』四六、二〇〇三年)。
- (5) 東寺別当については『東寺長者補任』(『続々群書類従』二、『群書類従』四)による。
- (6) 後述するように元興寺三論供家では九世紀中頃に検校が置かれており、伝法供家についても九世紀から検校が置かれていたのかもしれない。
- (7) 東寺文書の印影は「造東寺印」と「東寺伝法」の二つが知られている。早稲田大学図書館所蔵の長保四年九月一九日東寺伝法供家牒には「造東寺印」(縦六・〇cm、横五・七cm)が捺されており、寛弘六年一〇月二八日東寺伝法供家牒には「東寺伝法」(縦五・五cm、横五・五cm)が捺されている(平成七年度科学研究費補助金研究成果報告書『日本古代官印の研究』(研究代表者鎌田元一、一九九六年)の「付表Ⅱ 国印・倉印の調査(栄山寺牒以外)」一五六頁)。一方、長保二年の東寺宝蔵焼亡日記(長保二年一月二六日東寺宝蔵焼亡日記、『平安遺文』四〇四)によると、南宝蔵から取り出して焼失を免れた物のなかに「御印三面(一面正印、一面供家印、一面造印)」とある。「造東寺印」が造印であり、「東寺伝法」が供家印に当たると思われる。九・一〇世紀における供家印の管理形態は未詳であるが、長保年間には供家印が宝蔵に納められ
- れ寺家によって管理されるようになっていたのかもしれない。また長保四年の伝法供家牒に「造東寺印」が捺されていることについては改めて検討したい。
- なお『平安遺文』によると「造東寺印」は仁和四年五月二四日東寺解由状案(『平安遺文』一七七)をはじめ平安時代を通じて用いられている。「東寺伝法」の印は【表】に示した承平五年・寛弘六年の東寺伝法供家牒のほか、康和四年六月日東寺封租返抄案等に捺されている(『平安遺文』一四八六)。
- (8) 延長二年八月の別当権律師は、『僧綱補任』(『大日本仏教全書 興福寺叢書一』)等によると基継(法相宗)・延徹(真言宗三論宗兼学、六三歳)・観宿(真言宗、八一歳)である。延徹は延長二年二月に東大寺別当となっており、伝法供家の別当は観宿ではなからうか。
- (9) 貞誉が東寺長者になったのは天慶五年末であったと考えられる。『東寺長者補任』によると、東寺長者は天慶四年に二名から三名に増え、一長者済高・二長者貞崇に三長者として泰舜が加わった。泰舜は大元法修法の労によって上臈の貞誉を超越して補任された。翌五年一月に済高が亡くなると、貞崇が一長者となり、泰舜は二長者となるはずであった。しかし新たに貞誉が長者に加わったため、泰舜は三長者に退いて貞誉が二長者となった。貞誉の長者就任は早くて天慶五年一月であり、天慶五年四月に三論供家牒に署判した時、貞誉は長者ではなかった。

(10) 仁遍は康保四年(九六七)に凡僧別当となり、天禄三年(九七二)に元果に代わったが、天延二年(九七四)に再び凡僧別当になっている。もし仁遍が伝法供家別当となるために凡僧別当を辞退したのであれば供家と寺家が峻別されていたことになるが、これは憶測にとどまる。

なお学頭については、延喜五年の大学頭神弁が承平五年・天慶五年の別当であることに注目したい。別当は本来、学頭から昇格して供家を代表していたのではなからうか。また承平五年に大学頭であった貞救は天慶四年に凡僧別当となっている。

(11) 別当が供家を統括し、その上において監督するのが検校であると思われる。やや異なるが東大寺別当のうえに検校が置かれたことがある。永村『中世東大寺の組織と経営』(前掲)第一章第二節四「東大寺検校」を参照。

(12) 康平四年七月日大山荘坪付注進状案(『平安遺文』九七〇)。

(13) 『東宝記』(『続々群書類従』一一二)、『国宝東宝記原本影印』(東京美術、一九八二年)。

(14) 承和一二一年九月一〇日民部省符案(『平安遺文』七七)の坪付は検討の余地があるが(丸山幸彦「官省符と基準国図」小葉田淳教授退官記念事業会編・発行『小葉田淳教授退官記念国史論集』、一九七〇年)、民部省符が出されたことは疑いなくであろう。なお天慶五年の伝法供家牒は大山荘の地子を「伝法」と「書写一切経」に宛てると記しており、伝法会だけでなく一切経書写の経費にも用いられるようになっていた。

(15) 上島享「真言密教の日本の変遷」(『洛北史学』一、一九九九年)、九頁。

(16) 『大日本史料』三一〇(七二七頁)。伝法会の再興については榊田良洪『覚鑿の研究』(吉川弘文館、一九七五年)五四頁を参照。

(17) 貞観元年一二月二五日近江国依智荘検田帳(『平安遺文』一二八)。愛智荘については坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会、一九七二年)、福田榮次郎「近江国」(『講座日本荘園史』六、吉川弘文館、一九九三年)。

(18) 承和四年四月二二日元興寺三論供近江国図漏水田勘文(『平安遺文』六一二)。

(19) 延喜二年一月七日依知秦又子墾田施入状(『平安遺文』一八七)。この墾田が一二世紀の愛智荘坪付の「九一小半」に当ると考えられ(永承七年一〇月日元興寺近江国愛智荘坪付注進状、『平安遺文』六九五)、「□□寺三論別供」は「元興寺三論別供」であると考えられる。なお「小半」は三〇〇歩のことである。

(20) 貞観元年一二月二五日近江国依智荘検田帳(『平安遺文』一二八)。

(21) 『僧綱補任』(前掲)。「諸寺別当并維摩会天台三会講師等次第」(京都府立総合資料館『資料館紀要』一八、一九九〇年)。この史料の存在については上島享氏のご教示を得た。

(22) 供家の別当田宗は貞観一二一年(八七〇)から一六六年までと元慶三年(八七九)から四年に元興寺別当を務め、貞観一一年

に維摩会講師を務めている（「諸寺別当并維摩会天台三會講師等次第」前掲）。貞觀元年に円宗が元興寺の三綱であった可能性もある。

(23) 印文について『大日本古文书 東大寺文书七 東大寺図書館所蔵文书二』は「元參論印」の朱印（縦五・三五cm、横五・二cm）が八顆捺されているとする（一一八頁）。

(24) 裁判が供家において行われたのであれば供家の自律性を物語ると言えるだろう。なお奥書に署名していない学頭の一人が、この相論の相手だったのかもしれない。また延保は実務に長けていたが、その一方で教学にも通じており元慶八年には維摩会講師を務めている。「諸寺別当并維摩会天台三會講師等次第」（前掲）一三〇頁に「延保同八年 元興 三論」とある。また『日本三代実録』仁和元年正月八日条によると、延保は大極殿で最勝王経を講じている。

(25) 承和四年四月二二日元興寺三論供近江国函漏水田勘文（『平安遺文』六二）、『大日本古文书 東大寺文书之二、東南院文书之三』六一七）。この文書の書出「元興寺三論□□」について、井上光貞氏はこの文字が「あるいは「供」字ともみえる」と可能性を指摘している（井上「南都六宗の成立」、『日本古代思想史の研究』、岩波書店、一九八二年。発表は一九六一年、二七三頁）。また『大日本古文书』は「元參論印」の継目印の存在を指摘し、「三論□□」が異筆であるとする（八六頁）。追記の時期は未詳であるが、これは伝法供家の水田が田図に元興寺の寺田として登録されているからだろう。愛智

莊は三論供家が経営しているが元興寺の寺田である。なお山下「東大寺の花嚴衆と六宗」（前掲）三六頁も参照。

(26) 永承八年正月日近江国愛智莊坪付注進状（『平安遺文』六九八）。なお佐藤泰弘「平安時代の倉印」（『日本中世の黎明』、京都大学学術出版会、二〇〇一年）では永承七年・八年の注進状が三論供家牒の副進文書であった可能性を述べたが（三七〇頁）、この点は改めて検討したい。

(27) 永承七年一〇月日元興寺近江国愛智莊坪付注進状（『平安遺文』六九五）。

(28) 「諸寺別当并維摩会天台三會講師等次第」（前掲）。成源については岩城隆利『元興寺の歴史』（吉川弘文館、一九九九年）一五〇頁以下を参照。

(29) 永承六年正月二八日受智莊地子米結解（『平安遺文』六八七）。

(30) 康平三年四月二二日元興寺三論供家愛智莊司等解（『平安遺文』九五四）。

(31) 仁寿四年二月一日秦五月麻呂墾田売券（『平安遺文』一七）。

(32) 木内武男『日本の古印』（二玄社、一九六五年再版）の「日本古印集成」によると、「東參論印」は五・三cmである。

(33) 安宝による墾田買得について、仁寿四年二月一日秦五月麻呂墾田売券（『平安遺文』一一七）、貞觀三年一月一三日依知秦福行墾田売券（『平安遺文』一三三）、貞觀五年三月二九日依知秦永吉墾田売券（『平安遺文』一三五）、貞觀六年三月五日依知秦安麻呂墾田売券（『平安遺文』一四四）には

「東大寺僧安宝師」とみえる。また貞観五年一月一五日依知秦浄男墾田売券案（『平安遺文』一四〇）、貞観八年一〇月二四日僧高德墾田売券（『平安遺文』一五〇）には「東大寺僧安宝大徳」とみえる。なお後二者には「東大寺三論別供庄券」や「東大寺三論別供庄田券」との端裏書がある。

(34) 貞観一八年一月二五日愛智莊地子米定文（『平安遺文』一七二）、『大日本古文書 東大寺文書之三、東南院文書之三』六二〇。『大日本古文書』によると「宝□私印」が約七五顆捺されている。

(35) 「預人」とは愛智莊を預る僧ではなからうか。

(36) 中林隆之「律令制的土地支配と寺家」（『日本史研究』三七四、一九九三年）は近江国愛智莊定文について「これらの田地の管理・運用には東大寺三綱すらも関与せず、安宝とその弟子僧斎真・増寿等が独自に経営活動を行っていた」ことを指摘している（三七頁）。

(37) 定文に「租料」が計上され、不輸租の寺田として認定されていないことも、それと矛盾しない。

(38) 当時の階業制度によると、諸国講師は試業・複講・維摩会暨義・夏講・供講を経て補任される（『類聚三代格』卷三、斉衡二年八月二三日官符）。また諸国講師の任期は六年である（『類聚三代格』卷三、延暦二四年二月二五日官符）。安宝は貞観一〇年をさほど下らない時期に講師として赴任したのではなからうか。

(39) 三論宗には別三論宗もある。しかし例えば東大寺華嚴宗の縁

起が「東大寺華嚴別供縁起」であるように（筒井英俊校訂『東大寺要録』（国書刊行会、一九七一年）諸宗章第六、一五六頁）、三論別供とは三論宗のことと考えられる。

(40) 堀「法会に刻まれた古代の記憶」（前掲）。『続日本紀』天平感宝元年閏五月癸丑条。

(41) 天平一九年二月一日元興寺伽藍縁起并流記資財帳案（『寧楽遺文』中、三三三頁）。

(42) 天平勝宝元年一月二日伊賀国阿拝郡柘殖郷長解（『大日本古文書』東南院文書一、四七一号）。

(43) 鬼頭清明「南都六宗の再検討」（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 上巻』、吉川弘文館、一九九三年）。

(44) 某月六日僧智憬啓土代（『大日本古文書』編年文書一三、三六頁）。

(45) 鬼頭「南都六宗の再検討」（前掲）。山下有美「東大寺の花嚴宗と六宗」（『正倉院文書研究』八、二〇〇二年）。

(46) 天平勝宝四年八月二四日東大寺三論宗牒（『大日本古文書』編年文書一二、三五二頁）。奥判文及び合点等の追記は省略した。

(47) 山下「東大寺の花嚴宗と六宗」（前掲）三四頁以下。なお正倉院文書には「〇〇供所」とした諸宗発給文書もみられる。

天平二〇年九月九日華嚴供所牒（『大日本古文書』編年文書一〇、八二頁）は維那二名に都維那が連署している。山下「東大寺の花嚴宗と六宗」（前掲）四頁。

(48) 供家印が朝廷から頒布された印であったか否かは、印の大き

さや印文の字体などを検討する必要があるため今後の課題としたい。

(49) 『類聚三代格』卷二、延暦二五年正月二六日官符。

(50) 諸宗の供家と同時に、もしくはは先行して、大修多羅衆の供家が置かれたと思われる。全くの推測であるが、大修多羅衆の供家は十二大寺すべてに、五宗の供家は選択的に置かれたのではないかと思う。

(51) その他にも別供・供家としては東大寺の華嚴別供、唐招提寺の供家、本元興寺の法華供がある。

東大寺華嚴別供について『東大寺尊勝院院主次第』（『大日本仏教全書 東大寺叢書二』、名著普及会、一九八〇年）は良弁が「華嚴別供」を建てて聖武天皇から「華嚴之供印」を与えられ、村上天皇の帰依によって尊勝院が建てられ光智が「尊勝之勅印」を与えられたと記されている。『尊勝院院主次第』は一五世紀中頃に編纂され近世に補筆された。由緒を誇張しているとも考えられる。しかし華嚴別供も三論別供と同じように供家が置かれていたと考えられる。

また唐招提寺の供家については延喜四年一〇月一五日唐招提寺使牒（奈良国立文化財研究所編・発行『唐招提寺史料』第一（一九七一年）「唐招提寺文書」一六、『平安遺文』一八九）に片鱗を窺うことができる。

□□□招提寺□

「早弁定少石地四町余事在廿八条一里之内者

牒□□□備後国衙各々弁定、彼此可納□子之状、契文已

了。而長官君入坐也。何此発可定状、牒送如件者。須依牒状、参入庁可被定。而只今間長官君在大客。下総国新任太守下入坐。其経営在此。又以明日長谷寺参向。如是。在障。若猶入坐給、相待共参入耳。今寄廻使、以牒

延喜四年十月十五日

使供別当「歛舟」

学頭 「戒珍」

（追筆①）

「件事、彼使御所牒送者、返牒如是。覽了全欲返請之。

豊高申

謹上 領主御院」

（追筆②）

「只今長谷参消息不知。大客事亦不知。大判官主者、収納事究了天晦許可返坐云々。其不知安楮申。」

この文書は近江国にいる供別当歛舟・学頭戒珍が唐招提寺にいる豊高に宛てたもので、部内に入った国司と国庁にある国司との間で取り交わす牒（『延喜式』卷五〇雜式「国司上下相牒式」）を準用したものである。唐招提寺の供家は延暦二三年正月二二日官符（『類聚三代格』卷二）にみえる「律供」であろう。供別当・学頭が供家の田地を経営するため近江国に向いていたところ、豊高（某施入状断簡（唐招提寺文書一八）に唐招提寺の檢校として見え、寛平某年四月二五日山背某池地直銭請文（唐招提寺文書一三）にも見える）が栗太郡少石村の寺田（文書断簡、唐招提寺文書三〇）の地子

を収納することを求めたのである。寺使は種々の理由をつけて果たさず、寺家からの使者を待つと答えた。そこで豊高は牒状を「領主御院」に見せるために追筆①を書き加え、追筆②では寺使の弁明について疑義を呈し、国司が収納を終えて晦日の頃に帰ることに不安を漏らしている。

また本元興寺には法華供があった。九世紀中頃に本元興寺の「法華供得業僧」を興福寺維摩会の堅義に預からせることになった時、聖武天皇が本元興寺に「六宗の外、法華供を建て」たという由緒が語られている(『類聚三代格』巻二、貞観四年八月二五日官符)。

(52) 岩城隆利編『元興寺編年史料 増補版』上巻(吉川弘文館、一九八三年)。

(53) 永治元年一〇月二九日東大寺牒案(『平安遺文』二四五二)。この文書は「学徒百人衣装」の料所である茜部荘と大教院領内牧荘との相論において東大寺の三綱と学衆一〇〇名が連署しており、所謂百口学生の実体を示している。

(54) 永暦二年四月日東大寺三論宗申文土代(『平安遺文』三一五二)。この土代は保元二年(一一五七)に作られたものを、永暦二年(一一六二)に書き改めたものであり、この間に国司は藤原朝方から藤原朝雅、そして藤原範兼へと交替している。菊池紳一・宮崎康充「国司一覽」(『日本史総覧』II、新人物往来社、一九八四年)。

(55) 岩城編『元興寺編年史料』(前掲)。保延四年の牒も永承七年の注進状とともに前欠であるために全体の比較はできないも

の、保延の坪付は永承七年の坪付の一部分を抜き書きしたものと考えられる。

(56) 永承六年の元興寺愛智荘地子米結解(『平安遺文』六八七)があるので、その年号に引きずられたのかもしれない。

(57) 「東南院々主次第」『東大寺統要録』諸院編(『続々群書類従』一一)。

(58) 『中右記』大治五年三月二八日条

(59) 岩城編『元興寺編年史料』(前掲)。

(60) 龐谷寿「村上源氏の邸第」(『平安貴族と邸第』、吉川弘文館、二〇〇〇年。発表は一九九六年)。

(61) 「東南院々主次第」(前掲)。

(62) 元興寺の三論供家の別当は一旦は元興寺別当に吸収され、その後、東南院に移ったことになる。

(63) 東大寺と観世音寺については、堀池春峰「高麗版輸入の一樣相と観世音寺」(『南都仏教史の研究』上 東大寺篇)、法蔵館、一九八〇年。発表は一九五七年)。

(64) 東寺と弘福寺については、石上英一「弘福寺文書の基礎的考察」(『古代荘園史料の基礎的研究』上巻、塙書房、一九九七年。発表は一九八七年)。

(65) 『大日本仏教全書 本朝高僧伝』珍海。『東南院務次第』(『大日本仏教全書』東大寺叢書第二)の覚樹の項。

(66) この文書は案文であるとも考えられる。しかしこれが正文であり、覚樹の署判を得ることができないまま、近江国司に送付されることもなかったのではなからうか。覚樹は三〇〇年

近くも昔に東大寺三論供別当の安宝が教学の振興のために所領の経営を行ったことを知っていたはずであり、同じく供別当として所領の復興を企図したのではなからうか。なお別当が覚樹であると考えられるが、すると、検校が別当の下位にあることになる。これは永承八年の元興寺三論供家牒の位置を参照したからではなからうか。また福田「近江国」（前掲、二一五頁以下）は元興寺の愛智荘が東大寺の愛智荘に含まれるようになったと論じるが、本稿で述べたように考えるのが妥当である。

(67) 「大乘義章卅講事」『東大寺統要録』仏法編（『続々群書類従』一一）二六三頁。

(68) 長承二年七月日伊賀国名張郡田畠立券注文案（『平安遺文』二二八二）。

(69) 立券状では水田として約一五八町の黒田荘出作と約三八町の「公民作」、合計一九六町ほどが書き上げられ、他に七七町ほどの畠が挙げられている（なおこの立券状に龍口山と三谷寺領が見えるのは、後世の相論の際の追記であると考えられるので、田数から除いている）。この田数は治承頃の田数勘文にも引用されており、勘文では築瀬の七四町余を加え、合計で約二八九町となっている（伊賀国黒田荘出作等田数勘文、『平安遺文』四〇〇〇）。一方、この田数を天治三年（一一二六）の名張郡検田目録（天治三年正月日伊賀国名張郡司解案、『平安遺文』二〇五八）の田数と比較すると、黒田荘・青蓮寺保等を除いた「郷内」の田数二八五町余（神戸出作を除く

と約二七八町）に近似している。また天治の検田目録では「郷内」が神戸出作七町余、黒田荘出作二四八町弱、公郷三〇町強とされており、この公郷の田数は長承二年の「公民作」に近似している。この立券が郡司ではなく黒田荘司によっていることは、この地域における黒田荘の影響力の強大さを物語っているとともに、郡司の反抗を示唆している。実際、立券後の長承二年二月一七日、藤原忠実家政所下文が出され、矢川・中村の「公田畠等卅町余」の「所当加地子」の弁済を、郡司近国に命じている（長承二年二月一七日藤原忠実家政所下文、『平安遺文』二一九五）。覚樹は出作についても段別一斗の加地子を収取したはずである。

(70) 応保二年八月日東南院中村箭川両村文書等送状（『平安遺文』三二二七・三三三九）。

(71) 平安時代の東大寺再興については新井孝重「東大寺の修造構造」（『東大寺領黒田荘の研究』、校倉書房、二〇〇一年。発表は一九八九年）を参照。

(72) 「東南院々主次第」（前掲）。

(73) 承安二年閏二月二〇日伊賀国司庁宣（『平安遺文』三六一七）、承安四年二月二三日後白河院庁下文（『平安遺文』三六六六）。

(74) 承安五年二月日東大寺定文案（『平安遺文』三六七四）。

(75) 「東南院々主次第」（前掲）。

(76) 治暦二年三月一日元興寺別当僧都有慶房房宣下文案（『平安遺文』一〇〇二）、治暦三年八月一日藤原信良所領去文

案（『平安遺文』一〇一九）。寛治二年（一〇八八）に「近則東大寺法印（慶信）御房築瀬御領所者、是故真遠朝臣之所領也」と見える（寛治二年六月一九日名張御領所定使梶光国解案、『平安遺文』一二六一）。また天永元年（一一一〇）の注進状のなかで東大寺は「築瀬村者、実遠所負物代、養子信良治曆三年弁進東南院大僧都、師資相承。当時東南院已講領掌。是則地主也」と述べている（天永元年一二月一〇日東大寺三綱等注進状案、『平安遺文』一七三八）。承安二年・三年（一一七二・一一七三）の築瀬荘官物結解によると官物は段別二斗であり、一部が東大寺の封物に立用されている（承安二年八月日伊賀国築瀬荘官物結解、『平安遺文』三六〇四。承安三年四月一五日伊賀国築瀬荘官物結解、『平安遺文』三六二六）。

(77) 安元元年一二月日東大寺衆徒申状土代（『平安遺文』三七三二）。

(78) 伊賀国黒田荘出作等田数勘文（『平安遺文』四〇〇〇）。

(79) 「三論卅講被始行事」『東大寺統要録』仏法篇（前掲）二六九頁。

(80) 僧の名帳の管理など僧侶集団に関わることを供家が担当し、法会の執行や伽藍の修造などを寺家が担当するという分業が考えられる。堀裕「智の政治史的考察」（『南都佛教』八〇、二〇〇一年）の本寺体制も参照。

(81) 堀裕氏は東大寺の大供についての史料として、『東大寺別当次第』の権大僧都観理（安和二年・三年の東大寺別当）に関

する次の記事を紹介している（堀「法会に刻まれた古代の記憶」前掲）。堀池春峰校訂「東大寺別当次第」（『新修 国分寺の研究』第一巻、吉川弘文館、一九八六年）により、句読点を変えた。

官符不見印蔵。但安和二年以浜可入大井庄之由牒、遣国司自筆書状、有別当判。又大供読師解文中、大供別当并本寺別当共、有彼僧都名。自余文能可尋勘之。

一〇世紀後半には大供の別当を寺家の別当が兼ねているのである。東大寺大供に関する史料は乏しい。しかし東寺の伝法供家が「東寺伝法」の印を持っていたように、東大寺大供の印が東大寺文書にないだろうか。東大寺文書にみえる印文は、『平安遺文』や『大日本古文書』によると少なくとも三種類あった。

①長暦三年一一日日東大寺牒案（『平安遺文』五八〇）、『大日本古文書 東大寺文書七 東大寺図書館所蔵文書二』三二二五）には「東大寺印」の朱印（縦六〇mm、横五八mm）が捺されている（一四五頁）。「東大寺印」は延暦一五年八月二日東大寺三綱牒（『平安遺文』一四）ほか平安時代を通じてある。

②延長六年四月二七日日東大寺返抄案（『平安遺文』一二二七、『大日本古文書 東大寺文書七 東大寺図書館所蔵文書二』三三三）には「造東大印」の朱印（縦五七mm、横五六mm）が捺されている（一二二頁）。「造東大印」は延長六年のものを初見として、一二世紀まで用いられている。

③長保二年一二月一五日日東大寺返抄（『平安遺文』四五八

九、『大日本古文書 東大寺文書五 内閣文庫所蔵東大寺文書』(三四)には「東大之印」の朱印(縦四八mm、横五〇mm)が捺されている(『大日本古文書』七三頁)。「東大之印」は長保二年のものを初見として、一二世紀まで用いられている。

これと東寺の正印・供家印・造印の三面を対照した場合、「東大寺印」が正印に、「造東寺印」が造印に当たるとはなかろうか。つまり東大寺大供の印が「東大之印」である可能性を指摘しておきたい。

(82) 堀「法会に刻まれた古代の記憶」(前掲)は興福寺・薬師寺の大供が中世にまで残ったことを料所となる荘園の存在に求めている。その他にも、興福寺維摩会・薬師寺最勝会の存在が大供の存続に与えた影響、およびこの両寺に別供が置かれたか否かなど、いくつかの要因を考えるべきであろう。

(付記)

二〇〇一年三月から九月まで、マーチン・コルカット教授(Prof. Martin Colcutt)のお世話になり、在外研究としてプリンストン大学東アジア学部(East Asian Studies)に滞在した。EASの図書館(GEST Library)で和書のコレクションを見ていた時、『元興寺編年史料』を初めて手にし、何気なく開いた頁から本稿は出発した。GEST Libraryが良い図書館であることは大山喬平氏から何度もうかがっていたので、それを試すため実際に論文を書いてみようと思った。そこで注文した本が届くまでの間に、図書館の蔵書とCD-R

OM版『平安遺文』によって本稿の原型を書いた。その後、中世裁許状研究会で発表したり、堀裕氏の研究に接したことで、論点を補った。

なお印文の調査が不十分な点は、今後の原本調査により補いたい。